

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 運営規程

この規程は、国分脳神経外科病院・国分脳神経外科クリニックの医師が行う介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 医師が実施する居宅療養管理指導等は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 1 名 称 | 国分脳神経外科病院・国分脳神経外科クリニック |
| 2 所在地 | 霧島市国分向花 133 番地 2 |
| 電 話 | 0995-64-0059 |
| F A X | 0995-46-3736 |

（従業者の職種、員数）

第4条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 従業者について、医師 1 名以上
- 2 管理者については病院・クリニックが管理する。

（居宅療養管理指導等の内容）

第5条 利用者又は家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項や介護方法等についての指導又は助言等を行う。

2 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的

管理にもとづいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

- 3 ケアプラン等の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、情報提供を行う。
- 4 提供した居宅療養管理指導等の内容について診療録に記録を行う。
- 5 サービス担当者会議等へ参加することにより情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載する。記載について、医療保険の診療録に記載する場合、文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。
- 6 利用者又は家族に対する指導や助言等については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（午後）
- 2 水曜日・土曜日・祝日、お盆及び年末年始を除く。
- 3 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用料等の費用額）

第7条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
- 2 居宅療養管理指導等に要した交通費は現在徴収していない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

（通常の実施地域）

第8条 霧島市（旧国分市、旧隼人町、旧溝辺町）とします。

（苦情処理）

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

- 2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第 10 条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、高齢者虐待についての責任者を定め、高齢者虐待防止の為の研修を定期的かつ計画的に行う。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、感染対策委員会を設置し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を行う。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

附 則 この規程は令和元年 5 月 1 日から施行する。

改定 令和 6 年 4 月 1 日